

社会福祉法人ふれあいの里 地域密着型特別養護老人ホーム せくれ~Secure~ 料金表

令和6年8月1日 現在

○個室利用の場合 定員18名 ニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ニット型個室）（単位：円）

要介護度	施設サービス費自己負担額 (令和6年4月1日より変更)	利用者負担第1段階			利用者負担第2段階			利用者負担第3段階①			利用者負担第3段階②			利用者負担 基準費用額		
		居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	左記以外の方		
要介護1	682			55,860			58,560			81,060			102,360			125,790
要介護2	753			57,990			60,690			83,190			104,490			127,920
要介護3	828	880	300	60,240	880	390	62,940	1,370	650	85,440	1,370	1,360	106,740	2,066	1,445	130,170
要介護4	901			62,430			65,130			87,630			108,930			132,360
要介護5	971			64,530			67,230			89,730			111,030			134,460

※特定入所者介護サービス費（食費・居住費）の認定者については、所得に応じ、上記表の負担段階毎に軽減措置後（補足給付後）の利用者負担額となります。

○上記の介護サービス費及び食費・居住費以外に施設状況及び職員体制により加算される料金

加算種別	自己負担額	加算及び算定の内容
初期加算	30円/日	入居後30日間に限り、1日につき加算される料金です。
療養食加算（1食・1回あたり） ※対象者のみ	6円/回	食事の提供が栄養士によって管理され入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び食事の提供が行われている場合、期間に応じ加算される料金です。（1食・1回あたり：6円、1日×3食：18円）
特別通院送迎加算 ※対象者のみ	594円/月	透析を要する入所者であって、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合、加算される料金です。
看護体制加算（Ⅰ）イ	12円/日	管理者を中心として、看護職員及び介護職員の体制が整備され、看護師が不在時でも施設において標準化された指針やマニュアルにより観察項目が整備されている場合、加算される料金です。
看護体制加算（Ⅱ）イ	23円/日	管理者を中心として、看護職員及び介護職員の体制が整備され、看護師が不在時でも施設において標準化された指針やマニュアルにより観察項目が整備されている場合、加算される料金です。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養状態の改善・維持を目指すための体制整備などをする場合、加算される料金です。
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46円/日	新規入所者の総数のうち、要介護4・5の方及び認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上である等の施設において、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置した場合、加算される料金です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (新加算) ※令和6年6月1日 新設	介護報酬総額の1.4%	介護職員の賃金改善を行っている事業所において算定する料金です。

※上記加算は、職員の状況により変更することがございますのでご了承下さい。

●多床室利用の場合 定員14名 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（多床室）（※平成24年4月1日に新設）（単位：円）

要介護度	施設サービス費自己負担額 (令和6年4月1日より変更)	利用者負担第1段階			利用者負担第2段階			利用者負担第3段階①			利用者負担第3段階②			利用者負担 基準費用額		
		居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	左記以外の方		
要介護1	600			27,000			42,600			50,400			71,700			88,800
要介護2	671			29,130			44,730			52,530			73,830			90,930
要介護3	745	0	300	31,350	430	390	46,950	430	650	54,750	430	1,360	76,050	915	1,445	93,150
要介護4	817			33,510			49,110			56,910			78,210			95,310
要介護5	887			35,610			51,210			59,010			80,310			97,410

※特定入所者介護サービス費（食費・居住費）の認定者については、所得に応じ、上記表の負担段階毎に軽減措置後（補足給付後）の利用者負担額となります。

●上記の介護サービス費及び食費・居住費以外に施設状況及び職員体制により加算される料金

加算種別	自己負担額	加算及び算定の内容
初期加算	30円/日	入居後30日間に限り、1日につき加算される料金です。
療養食加算（1食・1回あたり） ※対象者のみ	6円/回	食事の提供が栄養士によって管理され入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び食事の提供が行われている場合、期間に応じ加算される料金です。（1食・1回あたり：6円、1日×3食：18円）
看護体制加算（Ⅰ）イ	12円/日	管理者を中心として、看護職員及び介護職員の体制が整備され、看護師が不在時でも施設において標準化された指針やマニュアルにより観察項目が整備されている場合、加算される料金です。
看護体制加算（Ⅱ）イ	23円/日	管理者を中心として、看護職員及び介護職員の体制が整備され、看護師が不在時でも施設において標準化された指針やマニュアルにより観察項目が整備されている場合、加算される料金です。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養状態の改善・維持を目指すための体制整備などをする場合、加算される料金です。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (新加算) ※令和6年6月1日 新設	介護報酬総額の1.3.6%	介護職員の賃金改善を行っている事業所において算定する料金です。

※上記加算は、職員の状況により変更することがございますのでご了承下さい。

【備考】

- ご入居者様の収入へ応じて食費・居住費の軽減を上記表の通り受けることができますが軽減を受けるためには市町村への届出をし『介護保険負担限度額認定証』の交付を受ける必要があります。
- 入院又は外泊のため1ヶ月につき6日を限度とし、居住費に加え1日246円をご請求致します。7日目以降は、軽減対象者であっても1日につき居室種別毎の居住費を全額ご請求させて頂きます。
- 上記加算以外に、配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合、加算される料金もあります。  
【配置医師緊急時対応加算】早朝・夜間の場合：650円/1回、深夜の場合：1,300円/1回